

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	附属機関の設置に関する条例		
条 例 番 号	昭和 28 年神奈川県条例第 5 号	法 規 集	第 1 編第 5 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための附属機関の名称、設置目的及び委員の数について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 ( 現在でも必要な条例か。 )	県の執行機関の行政執行に当たっては調停、審査、審議等が必要なものが多く、その役割を担う附属機関等を設置する必要がある。本条例は、地方自治法の規定に基づき、附属機関の名称、設置目的及び委員の数について定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 ( 現行の内容で課題が解決できるか。 )	本条例により設置された附属機関は県政の様々な分野における必要な調停、審査、審議、調査を行っており、執行機関の行政執行に有効に機能している。	附属機関数 49 機関
	効率性 ( 現行の内容で効率的といえるか。 )	新しい課題への対応や行政システム改革の視点から常に見直しを進めており、効率的である。 なお、他の代替手段等により、機動的かつ効率的な対応が可能な附属機関については、廃止又は統合を検討する。	平成 21 年度 3 機関設置 ( 中小企業活性化推進審議会、地球温暖化対策計画書審査会、食の安全・安心審議会 )
	基本方針適合性 ( 県政の基本的な方針に適合しているか。 )	常に附属機関の見直しに取り組んでおり、「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に適合しているなど、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 ( 憲法、法令に抵触しないか。 )	地方自治法の規定に基づき、附属機関の名称、設置目的及び委員の数について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他	附属機関の設置目的をより明確に表現するため、規定の修正を検討する。	
	見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正・廃止を検討する。</span>		附属機関の廃止・統合のほか、設置目的の規定の修正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>